

令和 7 年

第 12 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会



## 令和7年第12回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月24日(水)午後1時30分～午後2時41分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (17名)

2番 片岡寛之(副会長)

3番 板東由裕

4番 赤松晃一

5番 糸谷徳文(中立委員)

6番 新見正美(会長)

7番 坂東満二郎

8番 江東幸和

9番 唐渡義伯

10番 天満仁

11番 森本定

12番 古本義春

13番 大村敏信(副会長)

14番 金山敬治

15番 竹内正法

16番 篠原安博

18番 十川昭夫

19番 十川幸利(会長職務代理者)

4. 欠席委員 (2名)

1番 米澤実

17番 武澤守

5. 議事録署名委員

3番 板東由裕

4番 赤松晃一

6. 議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）  
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）  
第3号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請の審議について  
（諮問）  
第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）  
第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）  
第6号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について  
（諮問）  
第7号議案 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見聴取について  
（諮問）

報告第1号 使用貸借による解約書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

#### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭  
係長 原田裕人  
係長 原田昂  
主事補 植原諒

#### 8. 会議の概要

午後1時30分 開会

##### 【事務局】

ただ今から、令和7年第12回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

##### 【議長】

皆さん、こんにちは。師走のお忙しい中、総会にご出席賜り、誠にありがとうございます。本年も残すところ、あとわずかとなりました。委員の皆さまにとりまして、来る新年が輝かしく、実り多い一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。また、今月17日、徳島グランヴィリオホテルにおいて、令和7年度農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する知事感謝状の贈呈式が執り行われ、阿波市からは大村委員が受賞されました。長年にわたり地域農業の振興にご

尽力され、そのご功績は誠に多大なものです。心よりお祝い申し上げます。以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。それでは、これより総会に移らせていただきます。着座のままで進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、17名で定足数に達しておりますので、これより令和7年第12回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

**【議 長】**

続きまして、議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、3番板東委員、4番赤松委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

本日の議案は、第1号から第6号までの6議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第2号までの2件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

**【議 長】**

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号1番・3番から17番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田)第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は、17件です。内訳としまして売買が16件、贈与が1件です。ただし、案件番号2番につきましては、阿波市農業委員会総会議事規則第12条に「委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者

に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、案件番号2番は最後に説明させていただきます。すみませんが着座にて説明させていただきます。

それでは案件番号1、地図は、1ページ、2ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は595㎡ 契約内容は、売買となっております。土地の管理に苦慮する土地所有者と話がまとまり申請に至りました。譲受人が農作業に従事し、水稻を作付予定です。

続きまして案件番号3、地図は、5ページ、6ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は1,370㎡ 契約内容は、売買となっております。現在申請者が今回の申請地にビニールハウスを立てており、農地についても土地所有者と話がまとまった為、申請に至りました。

続きまして案件番号4、地図は7ページから11ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて4,115㎡ 契約内容は、売買となっております。農地の管理に苦慮する状態が続いており、この度、譲受人が購入することで話がまとまり申請に至りました。今後は譲受人が農業に従事し水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号5、地図は12ページから17ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて6,919㎡ 契約内容は売買となっております。案件番号4番と同じく農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまりこの度の申請に至っております。水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号6、地図は18ページ、19ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は1,675㎡ 契約内容は、売買となっております。農地の管理に苦慮する土地所有者と話がまとまり今回の申請に至りました。譲受人で水稻を作付け予定です。

続きまして、案件番号7、地図は、20ページ、21ページをご参照ください。地目は全て田 面積は併せて1,819㎡ 契約内容は、売買となっております。農地の管理に苦慮する土地所有者と話がまとまり今回の申請に至りました。譲受人で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号8、地図は22ページから27ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田及び畑、面積は併せて10,036㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人で譲渡人の住居及び農地を購入し阿波市に転居予定です。転居後は譲受人で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号9、地図は28ページ、29ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は772㎡ 契約内容は、売買となっております。農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。

今後は譲受人で水稻を作付け予定です。

続きまして案件番号 10、地図は 30 ページから 33 ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は全て田、面積は併せて 1,404 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。今後はキャベツを作付け予定です。

続きまして案件番号 11、地図は 34 ページ、35 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 239 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。申請地は譲受人の実家の近くにあり、農地の管理に苦慮する譲渡人と話がまとまり今回の申請に至りました。今後は露地野菜を作付け予定です。

続きまして案件番号 12、地図は 36 ページ、37 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。現状地目は田及び畑、面積は 3,383 m<sup>2</sup> 契約内容は売買となっております。譲渡人は市外に在住し、農地の管理に苦慮していました。譲受人で農地を購入する話がまとまり今回の申請に至りました。今後は譲受人で水稻、ブロッコリーを作付け予定です。

続きまして案件番号 13、地図は 38 ページから 39 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 128 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲渡人は農地の管理に苦慮する状態が続いていましたが、今回の申請地に隣接する農地所有者である譲受人と話がまとまり申請に至りました。今後は譲受人で水稻、ブロッコリーを作付け予定です。

続きまして案件番号 14、地図は 40 ページ、41 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 689 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。案件番号 13 と同じく申請地に隣接する農地所有者である譲受人が農地と話がまとまり申請に至りました。譲受人が農業に従事しブロッコリーを作付け予定です。

続きまして案件番号 15、地図は 42 ページ、43 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 507 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。譲渡人より長年譲受人が申請地を借りている状態が続いていましたが、売買の話がまとまり申請に至っております。譲受人で引き続き利用し、露地野菜を作付け予定です。

続きまして案件番号 16、地図は 44 ページ、45 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 291 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となっております。申請地は譲受人の住まいの近くにあり譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。譲受人で家庭菜園として活用するとのことです。

続きまして案件番号 17、地図は 44 ページ、45 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 172 m<sup>2</sup> 契約内容は、売買となってお

ります。申請地は譲受人の農地と一体になっており譲渡人が相続したものの県外に住んでいるため譲受人で管理を行っていました。売買の話もまとまり利用者である譲受人に名義を移すものです。譲受人で引き続き農業に従事し、水稻を作付け予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から第1号議案の番号1番・3番から17番について説明がありました。担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番は、事務局の通り問題ないと、1番米澤委員から報告を受けています。

**【議 長】**

つづきまして、番号3番を5番糸谷委員にお願いします。

○5番（糸谷委員）5番糸谷です。先週17日に現地調査と聞き取りをしました。現在譲渡人の土地に譲受人のハウスが建っており、トマトを栽培しております。今回話がまとまり事務局説明の通り問題ないと思います。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号4番・5番・6番を私、6番新見が説明します。

○6番（新見委員）4番、5番については、事務局説明の通りで、19日に現地調査をしました。作付けはできていませんが、管理は十分できています。申請者に聞き取りをしたところ、4番は譲渡人が高齢で耕作ができないため売却したいと。このことであり、5番は会社を営んでいるため耕作できないため、申請地の近所で住んでいる譲受人が引き続き水稻を作付けするので問題ないと思います。6番については、申請者に聞き取りをしたところ譲渡人は高齢で耕作できないため売却し、引き続き野菜などを作付けしていくので問題ないと思います。

**【議 長】**

つづきまして、番号7番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。行政書士と連絡をとりまして、今回の案件は半年前と同じような売買ということでした。圃場を確認しましたがきちんと管理ができていましたので問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号8番を8番江東委員にお願いします。

○8番（江東委員）8番江東です。現地調査をして行政書士にも聞き取りをしました。譲受人がこのあたりに移住することで、自宅も土地も全部購入し、問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号9番を9番唐渡委員にお願いします。

○9番（唐渡委員）9番唐渡です。先週現地調査、聞き取りを行いました。土地は前回から何回か借りたことがあるということで、譲渡人は管理できないことを、譲受人に申し出て売買の話がまとまったそうです。現地は、草もなく耕運できて事務局の説明通り、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号10番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。10番の3件については、譲受人がすでに広く耕作されている方なので、売買後も特に問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号11番を12番古本委員にお願いします。

○12番（古本委員）12番古本です。案件番号11番は、14日現地確認に行き、譲受人に説明を聞きました。家庭菜園をするそうです。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号12番を14番金山委員にお願いします。

○14番（金山委員）14番金山です。19日に現地調査しました。現在作付けはしておりませんが、きちんと管理はできております。問題ないと思いますのでよろしくご審議お願いします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号13番・14番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。案件番号13番14番、譲渡人は同人で、譲受人は違いますが、現場を確認し今荒れたような状況でございます。両者に聞き取りをしたところ、別に問題ないと判断いたしました。よろしくどうぞお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号15番を18番十川委員にお願いします。

○18番（十川委員）18番十川です。譲受人と話しました。10年前からこの農地を作付けしており、前から売って欲しいことを伝えており、今回話がまとまりました。以前からも野菜を作っており、特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号16番・17番を19番十川委員にお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。16番の案件ですが、事務局の言う通り

この土地は譲受人の近くにある土地で、今は作付けはしておらず、草が少し生えておりますが作付けできる状態であります。譲渡人と譲受人は友達で譲渡人はこの土地から遠く不便だったので、売買する話がまとまりました。17番の案件は、県道バイパスが開通し、それによって買取があった土地の残りを、譲受人が自分の土地と一緒にして水稻を作ります。譲渡人は遠方におり、管理に苦勞していたところ、譲受人と売買が成立したそうです。

**【議 長】**

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第1号議案の番号1番・3番から17番について説明がありました。これについて質疑はございますか。

(「質疑なしの声」あり)

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案の番号1番・3番から17番については、原案どおり許可することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第1号議案の番号2番ですが、本案件につきましては、●●●委員が当事者となっておりますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員退席してください。

(●●●委員退席する)

**【議 長】**

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田） それでは案件番号 2、地図は 3 ページ、4 ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は 665 m<sup>2</sup> 契約内容は、贈与となっております。今回の申請は、所有権を一人に集約するものです。申請地の近隣に住む譲受人が今回農地の所有権を親族から集約し水稻を作付けしていくことで活用を図ります。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から第 1 号議案の番号 2 番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号 2 番を私、6 番新見が説明します。

○6 番（新見委員） 概要については、事務局説明の通りで、家族間の贈与となっておりますので、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

事務局並びに担当委員から、第 1 号議案の番号 2 番について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第 1 号議案の番号 2 番については、原案どおり、許可することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

（●●●委員着席する）

**【議 長】**

次に、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きますして第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て田 面積は、併せて2,088 m<sup>2</sup> 転用目的は、「貸資材置場」で、「所有権移転」です。地図資料の48ページを併せてご覧ください。申請地は、市場町の「阿波市立市場小学校」から南西へ約600mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は●●●をしています。●●●事業の持続的な展開と効率化を目指す計画をたてています。大規模な公共事業を円滑に進めること、事業を持続的、効率的に展開することを目的として土地を探していたところ、県外に在住で土地を相続し、管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請にいたりしました。土地の造成等については、10cm 碎石で盛土し転圧する計画であり、周囲は東以外は既存壁があり、東側は盛土後土羽固めする計画であるため土砂の流出はないものと思われれます。取水及び排水は発生せず、雨水は敷地内で地下浸透させるため、周辺の農地には影響がないものと思われれます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、1,248 m<sup>2</sup> 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料50ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市立市場中学校」から西へ約300mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。所有者は土地を相続したものの営農経験がなく農地の管理に苦慮していたところ、太陽光発電事業を営んでいる転用者と話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、土砂の流出等の恐れはないものと思われれます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われれます。

番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 現況は宅地 面積は、234 m<sup>2</sup> 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の52ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立久勝小学校」から北東へ約500mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は現在●●●に夫婦で借家に住んでいます。今後、家族が増えたときのことも考え実家近くで家を建てたいと計画していたところ、父親の土地を使用貸借することで話がまとまりこの度の申請にいたりしました。なお、申請地は過去に土地の所有者の父が農地転用許可を得ずに畜舎を建てていた経緯があるため、始末書を提出いただいております。この畜舎は許可後取り壊す予定です。土地の造成については良質

な山土で整地するのみで現在の高さで利用します。碎石がしかれている状態であり、今後も現況のまま利用するため、土砂の流出はないものと思われます。給水については市が設置している給水管より引き込むことで業務課と協議済みです。生活排水については浄化槽を経由後南東にある水路へ放流、雨水も既存集水桝經由後南東にある水路へ放流することで阿波市の担当課と水路管理者の市場中央土地改良区と協議済みあり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号4番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、197㎡ 転用目的は、「車両展示場」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料54ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立阿波中学校」から北東へ約1.7kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は●●●しています。事業拡大に伴い、●●●スペースが欲しいと考えていたところ、土地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請にいたしました。土地の造成等については、除草、不陸整正後碎石を10cm程度敷き詰める計画であり、周囲には擁壁が設置されているため土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号5番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、634㎡ 転用目的は、「駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料56ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立阿波中学校」から東へ約250mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であるが阿波市役所阿波支所から500m未満の農地のため第2種農地と認められます。転用者は●●●しています。●●●駐車スペースが不足している状況であるため、●●●土地を探していたところ、所有者と話がまとまりこの度の申請にいたしました。土地の造成については、不陸整正後アスファルト舗装を行い、東西及び南側は既設コンクリート壁、北側境界には高さ1.2mのコンクリート壁を新設するため、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで、既設水路に流下させることで管理者の阿波中部土地改良区と協議済みであり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号6番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、718㎡ 転用目的は、「駐車場及び資材置場」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料58ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市役所阿波支所」から南へ約750mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある

第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われま。転用者は、●●●を営んでいます。現在、借地に資材を置いています。次の案件で説明のある店舗の土地に利用されることとなったため、会社代表の所有農地に資材を置く運びとなりました。なお、既に申請地の一部が資材置場として利用されておりますが、農地と●●●の境界を認識しないまま利用していた経緯があったため、始末書を提出いただいています。土地の造成等については、申請地は草を刈って整地するのみであり、土砂の流出等の恐れはないものと思われま。給水はなく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われま。

番号7番 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、1788㎡ 転用目的は、「店舗及び駐車場」で、「賃借権の設定」です。地図資料の60ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波市役所阿波支所から南へ約850mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、農地法施行規則第35条第4号に規定されている「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設」に該当し、第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われま。転用者は●●●で、市街地開発の企画、立案及び施工を行っており、●●●を探していました。また、徳島県と●●●は包括業務提携を締結しており、災害時における応急対策に関する協同事業を行うこととなっています。●●●を拠点とし、災害時のライフラインや罹災証明受付等の情報を被災者へ提供するモデルを構築する計画であり、申請地は北側・西側共に県道に面し立地が商業地としても災害拠点としても好条件です。そういった中で所有者と交渉したところ土地を賃貸借することで話しがまとまり今回の申請にいたりました。土地の造成等については、地盤改良後、山土で盛土して転圧し、駐車場部分はアスファルト舗装で仕上げる計画です。農地や宅地がある南側・東側には新設の重力式擁壁を設けることから土砂の流出等の恐れはないものと思われま。なお、盛土規制法該当案件であるため、徳島県の担当課と事前協議済みです。また、事業計画地内にある赤線については払い下げを受ける予定であり阿波市建設課と協議済みです。西側県道の側溝については、敷地の高さに合わせる形で施工することで形状の変更について県担当課と協議済みです。給水については西側県道本管から申請地へ引き込むことで業務課と協議済みです。汚水は35人槽の浄化槽より敷地内排水管を經由し申請地北側にある阿波中部土地改良区管理水路へ放流することで改良区から同意を得ています。雨水については、敷地勾配により流れる雨水は西側県道乗り入れ口に向かって勾配を付け県道側溝に流下させる計画で徳島県の担当課と協議済みであり、南東側の敷地の雨水は新設集水枘からポンプアップで申請地北側改良区管理水路へ放流

することで、改良区と協議済みです。また、事業計画地の面積が3,000㎡を超えるので、阿波市開発事業の調整に関する条例に基づく開発協議も今後行われ、土量、排水計算書も付され協議されることとなっており、周辺の農地には影響がない見込みです。

以上、第2号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。1番の案件については、事務局の説明の通りです。現在の所有者2人はそれぞれ県外に住んでおり農地の管理ができないこと、場所も県道沿いということもあり、今回の転用見込での申請となったもので、やむ得ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。21日に現地を確認してきました。現在、渋柿が植わっており、土地は綺麗に除草されていていつも管理されている状態で、渋柿は収穫はしておらず、3分の1ぐらいは枯れています。その他については、事務局の報告通りで、申請者からも説明を受けましたが、同じ内容でした。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号3番を13番大村委員にお願いします。

○13番（大村委員）13番大村です。事務局から説明があつたように転用目的は住宅用地で、申請地には、豚舎が建っており、現在は農業用倉庫として利用しています。長男が実家の前に、新居をかまえるにあたり何の問題もないと思しますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号4番・5番を14番金山委員にお願いします。

○14番（金山委員）14番金山です。4番については事務局の通りで、貸出人と借受人は親子で、車両展示場をすることで問題ないと思います。5番については、譲受人は事業をされており、駐車場が手狭になったことで、駐車場にしたいことで改良区とも話がついており問題ないと思います。よろしくをお願いします。

**【議 長】**

ありがとうございました。つづきまして、番号6番・7番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。6番は、事務局の説明がありました通り始末書案件ですので、この通り問題ないと思います。7番につきましては、●●●は県との協議で、建物については災害時の対応ができ、地域にとってはよいと思われま。改良区との合意もできており、汚水処理についても問題がないと思います。どうぞよろしくをお願いします。

**【議 長】**

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第3号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請の審議について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田） それでは第3号議案、農地法第18条第1項の規程による許可申請の審議について説明させていただきます。まず本件の最終的な許可権者は県知事となりますが、まず市の農業委員会の総会で意見を決定し、その意見書を申請書に添付して県知事に送付する取り扱いとなっています。番号1 申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、1,547 m<sup>2</sup> 地図資料の62ページ、63ページを併せてご参照ください。申請の農地は阿波市役所阿波支所から南東へ約840mに位置する農地であり農業公共投資の対象となった農地であることから農業振興地域内農地の第1種農地であると判断されます。過去に小作権が設定され現在に至ります。今回は借受人から賃貸借の解約申請がありました。申請地は圃場整備された一区画の農地の中で借受人所有の農地と今回の申請地が並んであり、参考でお渡ししている現地の写真のとおり見た目上は1筆の農地に見えます。令和元年頃に借受人より返還の話が貸出人にありましたが、返還後の貸出人の農地にはパイプ配管、進入口、排水口が無いため単独での使用が難しいため合意解約には至りませんでした。当時、貸出人より隣接する借受人の農地を購入する打診もしましたが、金額の折り合いがつかず、売買には至りませんでした。その後も解約後の話がまとまらず現在に至ります。借受人の農地は耕作はしていませんが農地としての管理は行っております。一方で申請地は雑草も生えており、雑木が一部見られます。貸出人に聞き取りを行いました。賃料の支払いについても令和2年ごろから支払われていないとのこと。貸出人としては、解約後の自身の農地を単独で使えるようにしてほしいと思っていたが令和元年頃に借受人が突然家に訪ねてきて解約の書類と水費用の切り替えの書類を渡されたとのこと。解約後の農地をどうすればいいか尋ねても、そんなものは貸出人で勝手にしたらいいでないかといわれたとのこと。そのこともあり借受人側の農地を購入することを伝えたが要求された金額が高すぎたため売買の話もまとまらなかったとのこと。貸出人としては解約後の話が出来ていない状態で返されても今後の使用が出来ないため解約には同意しかねるとの意見でした。次に借受人の言い分としては農地を預かることが機械的にも、体力的にも負担となっているとのこと。令和元年頃に解約の申し出をしたが断られ小作の状態が今まで続いています。理由としては先ほどの話のとおり貸出人との解約後の費用負担についての意見が合わず解約に至りませんでした。両者共に主張があり、合意解約が望ましいとは考えますが長い間のいざこぎによりにより相互不信が行きつくところまで至っており合意は難しい状況です。

現在のままでは今後も農地を適正かつ効率的に利用することが困難であると思われまます。農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」について、国の農地法関係事務に係る処理基準によれば農地法第18条第2項第6号の判断基準とは「賃借人の離農等により賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められる場合とする。これらの判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに様々な状況を勘案し、総合的に判断する必要があるが、法第2条の2の責務規程が設けられていることを踏まえれば、賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していない場合は、法第18条第2項第1号に該当しない場合であっても、同項第6号に該当することがあり得る。このため、賃貸借の解約等を認めることが農地等の適正かつ効率的な利用につながると考えられる場合には積極的に許可を行うべきである。」とあります。先にも説明させて頂きましたが現状のままでは農地の適正かつ効率的に活用することが困難であると判断せざるを得ない状況であり、本申請については許可相当と判断するもやむを得ないと思われまます。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

**【議 長】**

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

異議なしと認めまます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定まました。

**【議 長】**

次に、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について(諮問)を議題といたしまます。事務局の説明を求めまます。

○事務局(植原)第4号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたしまます。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年

12月16日付け阿農振第866号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第12号」をご覧下さい。5ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、27件 91筆 総面積91033.82㎡の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、40筆 41,804.00㎡。使用貸借が、10筆 14,991.00㎡。次に、新規で賃貸借が、37筆 31,337.00㎡。使用貸借が、4筆 3,101.82㎡。なお、解約者につきましては、8ページをご覧ください。28件 72筆 79,766.62㎡ となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

**【議 長】**

質疑がないようなので、第4号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第4号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(中倉)失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今年3月末で作成したものです。内容は

これから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。なお、変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【議 長】**

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

**【議 長】**

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

**【議 長】**

次に、第6号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(松浦)失礼いたします。農業振興課の松浦と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、第6号議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市農業振興地域整備計画の変更」について説明いたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。こちらは、先般10月に農業振興課で受付をいたしました「農業振興地域の農用地区域内農地」(俗に「青地」と呼ばれる農地)を当該農用地区域(青地指定)

から「除外」していこうという案件でございます。これらは、将来的に農地転用の許可申請等に繋がってくるものでございまして、その「前段階」の手続きとなります。このような変更に係る手続きを進めていく上で、市は農業委員会の意見をお伺いする必要がありまして、具体的には、これらの変更が適当か不適当かについて、「意見書」という形により回答をお願いしているものでございます。対象となる個々の農地につきましては、先に議案書と一緒に送らせておりました「農用地利用計画変更一覧表」及び「地図資料」により、事前にご確認いただいているところかと思っております。また、これに加えまして、「農用地利用計画変更目的別集計表」と記した資料をお送りしておりましたが、こちらの資料に誤りがございます。資料の右上に第7号議案関係とありますが、正しくは第6号議案です。訂正してお詫び申し上げます。こちらは、4町ごと、除外の目的別にまとめた集計資料でございます。本日はこの参考資料をもとに説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料をご覧ください。まず、はじめに、吉野町分でございますが、案件としては3件、3筆、面積にして633.00㎡の除外申請を受けております。どのような目的によるものか、というところで目的別の内訳としましては、「住宅」が、2件、2筆、546.00㎡「農業用進入路」が、1件、1筆、87.00㎡となっております。次に、土成町分ですが、合計で6件、15筆、面積にして9,082.00㎡の申請がありました。目的別の内訳としましては、「駐車場」が、1件、4筆、1,743.00㎡「太陽光発電施設」が、3件、5筆、5143.00㎡「蓄電施設」が、1件、3筆、603.00㎡「資材置場」が、1件、3筆、1,593.00㎡となっております。続いて、市場町分でございますが、合計で4件、7筆、面積にして2,265.00㎡の申請がありました。目的別の内訳としましては、「駐車場および資材置場」が、1件、1筆、734.00㎡「店舗および駐車場」が、1件、3筆、971.00㎡「宅地」が、1件、1筆、207.00㎡「太陽光発電施設用地」が、1件、2筆、353.00㎡となっております。最後に、阿波町分ですが、合計で2件、2筆、面積にして767.00㎡の申請がありました。目的別の内訳としましては、「住宅」が、1件、1筆、84.00㎡「駐車場」が、1件、1筆、683.00㎡となっております。

以上、この度の除外申請の総数としましては、15件、27筆、総面積にして12,747.00㎡となり、これらの土地を農業振興地域の農用地区域から除外していくものでございます。以上、大変簡単ではございますが、第6号議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 阿波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取については、承認し、整備計画の変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、追加議案として、第7号議案 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の意見聴取について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第7号議案 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)についてご説明いたします。この計画は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農地バンクが農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡す流れとなっています。基づく農地の売買等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年11月26日付け徳農開第701号で公益財団法人徳島県農業開発公社より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、令和7年第12回阿波市農業委員会総会追加審議事項をご覧ください。今月につきましては所有権移転が2件ございます。最初のページをご覧ください。はじめに、案件番号1番 申請内容は議案書のとおり 地目は田 1筆、面積 413㎡です。つづきまして、申請内容は議案書のとおり 地目は田 1筆、面積 2516㎡です。以上の案件については、公益財団法人徳島県農業開発公社における農用地等の売渡し先の要件も全て満たしております。以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありました。質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

**【議 長】**

質疑がないようなので、第7号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

**【議 長】**

異議なしと認めます。従いまして、公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事から諮問のありました、第7号議案 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の意見聴取については、承認し、計画については、「異議なし」との意見を付し、代表理事に提出することに決定しました。

**【議 長】**

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局(植原) それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書 9ページをお開きください。今月は、3件8筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、3件4筆、農地法第3条による使用貸借の解約が1件4筆となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、10ページから12ページまでとなります。今月は、13件21筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による貸借の解約が、13件21筆となっております。

以上、報告とさせていただきます。

**【議 長】**

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

(「質疑等なし」の声あり)

**【議 長】**

なければ、以上をもちまして、令和7年第12回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和8年1月26日（月曜日）午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしくお願いいたします。

（終了時間 午後2時41分）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員